

❖ 陽性者が確認された際の対応 ❖

児童生徒や教職員に陽性者が確認された場合、保健所は、調査により特定した濃厚接触者に対してPCRによる行政検査を行います。

もし陽性者との濃厚接触が校内で確認されたり、複数世帯・複数名の陽性者が判明したりするなど、校内での感染が心配される場合は、市独自の対応として、保健所による行政検査を受ける濃厚接触者を除いた、陽性者の学級や学年、部活動の児童生徒、教職員などに対して、市によるPCR検査を行います。その場合PCRの検査結果判明や校内の消毒完了までは、学校を臨時休業とします。

本市の公立学校では、6月の学校再開時から9月30日までの期間に、11校で19名の陽性者が確認されています。そのうちの5校で市によるPCR検査を実施し、3日間～8日間の臨時休業を行いました。

これまで401名に対して実施した市によるPCR検査の結果は、全て陰性でした。また、19名の陽性者のうち15名が家庭内感染で、残りの4名も感染経路がほぼ判明しており、校内での感染は未だ確認されていません。

そこで、これまで濃厚接触者の確認や消毒等のために実施していた臨時休業の規模を全校臨時休業から、原則学年や学級での臨時休業(学年閉鎖、学級閉鎖)といたします。

決定にあたっては、陽性者の最終登校日や他の児童生徒との接触機会等を鑑みて、保健所とも相談しながら総合的に判断いたします。

なお、仮に保健所や市によるPCR検査の結果、校内での感染拡大の可能性が高いと判断された場合は、全校の臨時休業に変更することや学年閉鎖や学級閉鎖の臨時休業を延長することもあります。